

# 5 医療廃棄物排出者責任保険

## 〈1〉保険金をお支払いする場合

- 医療機関が排出した廃棄物が不法投棄され廃棄物処理法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）、国内バーゼル法（特定有害廃棄物等の輸出入等の規則に関する法律）に基づく措置命令（回収命令）<sup>（注1）</sup>・除去費用の求償<sup>（注2）</sup>を受けた場合に廃棄物の除去や汚染土壌の浄化にかかる費用（自己負担額を控除した額に損害てん補割合を乗じて得た額）などを保険金額（お支払いする保険金の限度額）を限度に補償します。
- 国内に不法投棄された場合で、次の要件をすべて満たした場合は、措置命令・除去費用の求償が出されなくても、措置命令・除去費用の求償を受けたものとみなして、医療機関の排出者責任の範囲内で保険金額（お支払いする保険金の限度額）を限度にお支払いします。（自己負担額を控除した額に損害てん補割合を乗じて得た額）

- ①行政からの照会を受けるなど被保険者の廃棄物が不法投棄されたことが客観的に明らかであること。
- ②投棄廃棄物の全数量および被保険者から排出された投棄廃棄物の数量が明らかであること。
- ③投棄された場所の投棄廃棄物の全数量が同時に除去されることが明確であること。

（注1）措置命令とは廃棄物処理法に基づき、不法投棄者または排出者に対し都道府県知事が出す原状回復命令をいいます。

（注2）除去費用の求償とは、緊急を要する場合などで都道府県自らが除去したうえでその費用の負担を排出者等に命じることをいいます。

※2003年4月1日以降に新たに契約した加入者については、医療機関が遡及日（初年度契約の保険開始日）以降に排出した廃棄物が不法投棄された場合に限り、保険金をお支払いします。

## 〈2〉ご加入いただける方

医療施設の開設者

## 〈3〉被保険者

医療施設の開設者

## 〈4〉お支払いする保険金

- ①廃棄物処理法・国内バーゼル法による措置命令・除去費用求償に基づく廃棄物除去費用および土壌浄化費用
- ②投棄廃棄物に起因した健康被害に対する医療費・逸失利益・慰謝料、または漁業権補償
- ③訴訟になった場合の訴訟費用や弁護士報酬など（損保ジャパンの事前の承認が必要です。）

$$\text{支払保険金} = (\text{①} \sim \text{③の合計額}) \times 90\% (\text{※}10\% \text{は自己負担})$$

※上記①②については、複数の排出者が排出した廃棄物が1か所に不法投棄された場合、被保険者が排出した廃棄物の占める割合等、相当の範囲内の損害が対象となります。

## 〈5〉保険金をお支払いできない主な場合

次のような場合、保険金のお支払いの対象となりません。

- ①被保険者が不法投棄した、または不法投棄とされることを認識しながら処理を委託した廃棄物に起因する事故
- ②被保険者が保険期間中に廃棄物処理を無許可業者に委託していた場合
- ③被保険者が保険期間中にマニフェストを交付しない、または虚偽記載している場合 など

## 〈6〉保険金額・保険料

下記保険料に許可病床数を掛けてご算出ください。（1円位四捨五入、10円単位）

（保険期間1年 団体割引20%適用 一括払）

型		Y1型	Y2型	Y3型
保険金額：1事故・期間中 （自己負担額 なし）		5,000万円	1億円	3億円
損害てん補割合		90%	90%	90%
病院 （1病床）	一般・療養・結核・感染症病床	904円	992円	1,128円
	精神病床	240円	264円	304円
診療所 （1診療所）	無床診療所	7,320円	8,020円	9,140円
	有床診療所	10,030円	10,990円	12,530円

※介護老人保健施設の定員数は「結核・感染症病床」、介護医療院の定員数は「療養病床」のベッド数とみなします。